協働環境委員会資料令和6年6月24日提出

国民健康保険税条例改正について (専決処分)

1. 改正の内容

①賦課限度額引き上げ(第3条、第24条関係)

後期高齢者支援金分 22 万円 → 24 万円

②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大 (第24条関係)

5 割軽減の対象所得

現 行 43 万円+29.0 万円×被保険者数+10 万円× (給与所得者等の数-1) 以下 改正後 43 万円+29.5 万円×被保険者数+10 万円× (給与所得者等の数-1) 以下

2割軽減の対象所得

現行 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下 改正後 43万円+54.5万円×被保険者数+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下

【軽減判定早見表】

給	与所得者等の数	1人			2人			3人		
	軽減	7割	5割	2割	7割	5割	2割	7割	5割	2割
被	1人	430,000	725,000	975,000	530,000	825,000	1,075,000	-	-	-
	2人		1,020,000	1,520,000		1,120,000	1,620,000	630,000	1,220,000	1,720,000
保険	3人		1,315,000	2,065,000		1,415,000	2,165,000		1,515,000	2,265,000
者	4人		1,610,000	2,610,000		1,710,000	2,710,000		1,810,000	2,810,000
数	5人		1,905,000	3,155,000		2,005,000	3,255,000		2,105,000	3,355,000
	6人		2,200,000	3,700,000		2,300,000	3,800,000		2,400,000	3,900,000
給	与所得者等の数		4人			5人			6人	
給	与所得者等の数 軽減	7割	4人 5割	2割	7割	5人 5割	2割	7割	6人 5割	2割
給				2割	7割 -		2割	7割 -		2割
被	軽減			2割 - -	7割 - -		2割 - -	7割 - -		2割 - -
被保	軽減 1人			2割 - - 2,365,000	7割 - - -		2割 - - -	-	5割	2割 - - -
被保険者	軽減 1人 2人	7割 - -	5割 - -	-	7割 - - -	5割 - -	-	-	5割 - -	-
被保険	軽減 1人 2人 3人		5割 - - 1,615,000	2,365,000	7割 - - - - 830,000	5割 - - -	-		5割 - -	-

2. 改正による影響額(令和6年5月22日時点にて試算)

①賦課限度額引き上げの影響額

上段:限度額超過世帯、下段:限度超過額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
後期高齢者	163 世帯	130 世帯	△33 世帯
支援金分	25, 135, 473 円	22, 153, 685 円	△2, 981, 788 円
		影響額	2, 981, 788 円

②軽減対象範囲の拡大の影響額

上段:軽減世帯、下段:軽減額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A		
5 割軽減分	2,740 世帯	2,776 世帯	36 世帯		
	116, 493, 675 円	118, 122, 650 円	1, 628, 975 円		
2割軽減分	1,711 世帯	1,725 世帯	14 世帯		
	28, 546, 800 円	28, 747, 700 円	200,900 円		
影響額合計 1,829,875円					

国民健康保険税条例の一部改正

令和6年3月30日専決・令和6年4月1日施行



